

別表第1（第2条関係）

交付金の交付の対象となる事業	交付対象経費	交付金の額	交付対象者
CO <sub>2</sub> 固定量マイレージ	<p>森林吸収源対策に寄与する以下の行為に係る経費（領収書等で単価や費用、仕様等が確認できる経費に限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 照明設備のLED化</li> <li>2 奄美大島産材木製品の購入</li> <li>3 庭木（木本類）の購入</li> </ol>	<p>交付対象経費と認証を受けた固定量（1t-CO<sub>2</sub>）当たり4,500円を乗じた額のいずれか低い額</p>	<p>交付金を申請しようとする年度及びその前年度に、鹿児島県からCO<sub>2</sub> 固定量認証を受けた奄美市内の木造建築主（ただし、県のCO<sub>2</sub> 認証の対象となった行為に対し、他の補助金の交付を受けている場合は除く。） 木造建築物は奄美市内に建築したものに 限る。</p>

※CO<sub>2</sub> 固定量に関しては、平成31年4月1日以降に完成した木造建築物を対象とする。